		日	号外	ページ
一三七九	土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件	二五	四	
一三八〇	登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件	二五	五	
一三八一―一三八二	登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件	二五	五	
一三九二	登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地等を変更した件	二五	五	
一三九三	登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件	二五	七	
一三九四―一三九五	高速自動車国道に関する件	二六	七	
一三九六	土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件	二六	七	
一三九七	動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件	二六	七	
一三九八	独立行政法人土木研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を定める件	二六 247	七	
一三九九	独立行政法人建築研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七五	
一四〇〇	独立行政法人交通安全環境研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七五	
一四〇一	独立行政法人海上技術安全研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七六	
一四〇二	独立行政法人港湾空港技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七六	
一四〇三	独立行政法人電子航法研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七六	
一四〇四	独立行政法人航海訓練所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七六	
一四〇五	独立行政法人海技教育機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七六	
一四〇六	独立行政法人航空大学校が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七六	
一四〇七	自動車検査独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七七	
一四〇八	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七七	
一四〇九	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	七七	
一四一〇	独立行政法人国際観光振興機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七七	
一四一一	独立行政法人水資源機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七七	
一四一二	独立行政法人自動車事故対策機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七八	
一四一三	独立行政法人自動車事故対策機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	七八	
一四一四	独立行政法人空港周辺整備機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七八	
一四一五	独立行政法人空港周辺整備機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	七八	
一四一六	独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七九	
一四一七	独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	七九	
一四一八	独立行政法人都市再生機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七九	
一四一九	独立行政法人都市再生機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	七九	
一四二〇	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	七九	
一四二一	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	八〇	